



熊本市章

ひらがなの「く」の字を図案化したもので、市民の調和を基とし、たくましく発展する熊本市の姿を太い円で示したものです。
(昭和44年(1969年)8月1日制定)

Kumamoto City Song

熊本市歌

作詞/東岡 正治 作曲/鳥飼 哲夫 編曲/坂本英二
(昭和5年(1930年)3月制定)

- 一、^{れいほう あそ はる のぞ みず} 霊峰阿蘇を遥かに望み 水白川の流に沿いて
^{てんかになだたる ことじょう} 天下に名だたる古城の都 われらの都 大熊本市
- 二、^{とぎわ みどり} 常磐の緑いらかを包み ^{つつ} 森の都と世に謳われて
^{ぶんらん} 文運さかゆる平和の都 われらの都 大熊本市
- 三、^{りっし いとな} 商工立市の営みしげく ^{しんこう} いま新興の光に満ちて
^{せいぎ} 生氣ぞあふるる文化の都 われらの都 大熊本市
- 四、^{かがや しんしゅ はた} 輝く進取の旗ひるがえし ^{にしにほん もなか} 西日本の最中に立ちて
^{いざいざ} いざいざ築かむ理想の都 われらの都 大熊本市



熊本市
市勢要覧
2023



市の木 イチヨウ

(イチヨウ科)

熊本市民には熊本城が銀杏城といわれているようになじみ深く、強健で樹齢が長く、市街地の街路に多く植栽され、独特な尖円錐形の樹形をつくり春の緑陰、秋の黄葉とその美しさでよく知られている。
(昭和49年(1974年)10月9日制定)



市の花 肥後椿

(ツバキ科)

江戸時代から細川藩の庇護を受け、藩士をはじめ寺社地の豪族等の愛好家によって広められ改良を重ねて、清雅枯淡の味わいある銘花となったといわれている。肥後椿の特色は薄色の花弁が主流でよく整った一重咲きで、中心に金糸銀糸のような色鮮やかな太い雄しべが梅芯のように盛りあがるところにある。
(昭和49年(1974年)10月9日制定)



市の鳥 シジウカラ

全長約14.5cmで、美しい澄んだ声でさえずり、多量の害虫を食べ、緑を守る益鳥として市民に親しまれている。金峰山や立田山、託麻三山など森に多く生息し白い胸に黒ネクタイ状の帯が目立つ可愛い姿で、四季を通じて観察される。
(昭和59年(1984年)5月22日制定)

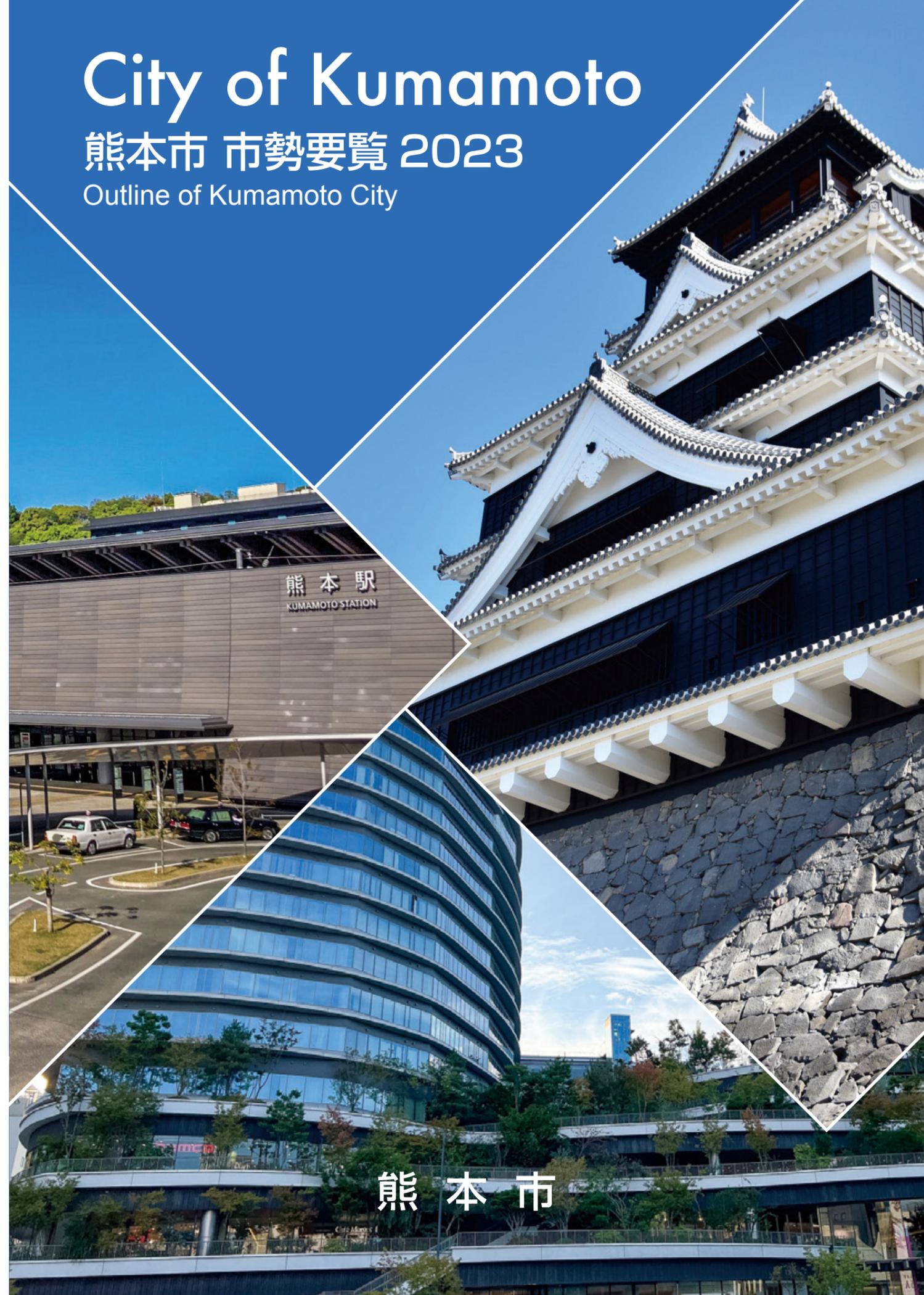
City of Kumamoto

令和5年(2023年)8月発行
発行人/熊本市政策局総合政策部データ戦略課
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
TEL 096-328-2380

City of Kumamoto

熊本市 市勢要覧 2023

Outline of Kumamoto City



熊本市

発刊にあたって



熊本市は、熊本城に代表される歴史・文化、そして、清らかな地下水や「森の都」と称される豊かな緑を誇る九州中央の拠点都市です。

明治22年の誕生以来、130年を超える歴史の中で幾多の合併を経験するとともに、先人たちが築いてきた数多くの財産を受け継ぎ、74万都市が築き上げられてきました。

本市は、昨年4月に政令指定都市移行から10年の節目を迎えました。振り返りますと、平成28年熊本地震や新型コロナウイルス感染症など、私たち行政において大変厳しい対応を迫られた10年でした。

しかしながら、これらの経験を通して、改めて人と人との絆や地域のつながりの重要性を認識するとともに、国内外からの温かいご支援と市民の皆様の懸命なご努力により、復旧・復興、市民生活の再建への歩みを着実に進めてまいりました。

そして、昨年、「第4回アジア・太平洋水サミット」や「第38回全国都市緑化くまもとフェア（くまもと花博）」など、熊本の未来に繋がるイベントを開催し、力強く復興している熊本の姿を広く発信することができました。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が確認されて3年以上が経過し、5月からは感染症法上の位置付けが「5類感染症」へ移行されるなど、ウィズコロナ社会も新たな局面を迎えております。

本市では、引き続き、目指すまちの姿であります「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」の実現に向け、新たに「こども局」を創設し、子どもを核としたまちづくりを進めるほか、交通渋滞対策やDXの推進、そして、TSMCの熊本進出に向けた環境整備など、未来に向けた取組を積極的に進めてまいります。

この「熊本市 市勢要覧2023」が皆様方に本市の取組をご理解いただく一助となれば大変幸いに存じます。

令和5年（2023年）8月 熊本市長 大西 一史



令和4年4月 シェアサイクル実証実験事業開始



令和4年10月 熊本市防災基本条例施行



〈熊本市自治基本条例〉

個性豊かで活力に満ちた熊本市をみんなで築いていくために、熊本市自治基本条例を平成22年（2010年）4月に施行しました。

この条例では、自治の基本理念、市民・市議会・行政の役割及び自治を推進するための基本的な事項を規定しています。熊本市は、この条例に基づいて「自分たちのまちは自分たちで創る」という考え方を基本に置いた、情報共有、参画、協働によるまちづくりを進めています。

CONTENTS【目次】

発刊にあたって	西 区	10	機構図	16
市の概要	南 区	11	資料	18
第7次総合計画	北 区	12	名誉市民	41
中央区	市 政	13	市のシンボル	裏表紙
東 区	市議会	14		

※本書では、数値の単位未満は四捨五入を原則としたので、総数と内容の合計とは必ずしも一致しない場合がある。